

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月から52年3月まで
② 昭和54年11月及び同年12月

申立期間①については、昭和52年7月頃、A市役所への転入届提出時に同市職員から「国民健康保険に加入する人は、20歳から国民年金への加入が義務付けられている。」と言われたため、遡って保険料を一括納付した覚えがあるので、記録を訂正してほしい。

申立期間②については、郵送された納付書で、保険料を毎月納付していたのに、記録が未納となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間②より後の期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、A市の国民年金収滞納一覧表及びB市の被保険者検認台帳により、申立期間②前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できる上、申立期間②以降、国民年金の住所変更及び種別変更手続並びに厚生年金保険からの切替手続も適正に行われているなど、申立人の年金への関心は高かったものと認められる。

一方、申立期間①については、A市の国民年金過年度収滞納一覧表によると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付した記録は見当たらず、同一覧表に記載された記録は、オンライン記録と合致している上、申立人の申立期間①に係る年金記録が訂正又は取り消された履歴も無い。

また、申立人が、昭和52年7月頃に過去に遡って申立期間①(20か月分)の納付書を発行してもらい一括納付したとする国民年金保険料額(44,000円)

は、当該期間の実際の保険料額（25,600円）とは相違しており、申立人の国民年金手帳記号番号は同年9月に払い出されていることから、申立人が申立期間①及び同年4月から同年9月までの保険料額を納付したものと考えても、当該期間の実際の保険料額（38,800円）とは相違している。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年11月及び同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月及び平成元年 1 月から同年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月
② 平成元年 1 月から同年 4 月まで

国(厚生労働省)の記録では、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされているが、間違いなく納付しているので、調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については1か月、申立期間②については4か月であり、いずれも短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿により昭和 62 年 7 月 8 日に払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間①の保険料は過年度納付が可能である上、申立人は、申立期間①後の国民年金から厚生年金保険の切替えに伴う国民年金の資格喪失手続、申立期間②前後の厚生年金保険と国民年金の切替えに伴う国民年金の資格得喪手続を適切に行っているなど、申立人の年金に対する関心は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 1077

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から49年7月まで

昭和47年8月に会社を退職後、自治会の集金人から国民年金に加入するよういわれたので、国民年金の加入手続を行い、毎月、5,000円ぐらいの保険料を集金人に納付した。申立期間が、未納になっているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年8月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を自治会の集金人に納付していたと申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和49年10月5日に払い出されており、申立人は、同年8月10日に国民年金の被保険者資格を取得している。また、申立人が所持している年金手帳にも、申立人が任意加入被保険者として同年8月10日に初めて国民年金の被保険者資格を取得したことが記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料として毎月5,000円ぐらいを納付したとしているが、申立期間当時の保険料額は1か月550円から900円までで推移しており、申立内容と符合しない。

さらに、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、申立人に対して申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険

料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 6 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで
② 昭和 56 年 11 月 15 日から 57 年 4 月 16 日まで
③ 昭和 57 年 10 月 16 日から 60 年 6 月 7 日まで
④ 昭和 61 年 6 月 22 日から 62 年 7 月 19 日まで
⑤ 平成 3 年 1 月 16 日から同年 5 月 17 日まで

申立期間①のA社については、厚生年金保険被保険者の資格喪失日の記録を訂正してほしい。また、申立期間②のB社、申立期間③のC社、申立期間④のD社及び申立期間⑤のE社については、厚生年金保険の加入記録が実際に勤めた期間の記憶と異なっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、A社における申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格は、昭和 39 年 11 月 17 日から 53 年 6 月 1 日までの期間については確認できるものの、それ以外の期間については確認できない。

また、申立期間①のうち、i) 昭和 53 年 11 月 15 日から 54 年 3 月 16 日までの期間については、申立期間②に係る事業所であるB社において、ii) 昭和 54 年 10 月 16 日から 56 年 4 月 1 日までの期間については、申立期間③に係る事業所であるC社において、それぞれ申立人に係る厚生年金保険の被保険者期間が確認できる。

さらに、A社において厚生年金保険の加入記録があり、申立人が姓を記憶している同僚と同姓の者 3 人を含む 20 人に照会したところ、同姓 3 人を含む 16 人から回答があり、1 人が申立人のことを記憶していたが、申立人の当該期間における勤務実態等を確認できる供述は得られなかった。

加えて、A社から提出のあった申立人に係る在籍証明書はオンライン記録の厚生年金保険の被保険者記録と一致している上、同社から提出のあった申

立人に係る退職願（写）には、申立人の退職日は昭和 53 年 5 月 31 日と記載されていることが確認できるほか、申立人の A 社に係る雇用保険の記録もオンライン記録の厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

- 2 申立期間②については、オンライン記録によると、B 社における申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格は、昭和 53 年 11 月 15 日から 54 年 3 月 16 日までの期間については確認できるものの、それ以外の期間については確認できない。

また、申立期間②に B 社において厚生年金保険の加入記録がある従業員 9 人に照会したところ、4 人から回答があったが、申立人のことを覚えている者はおらず、申立人の当該期間における勤務実態等を確認できる供述は得られなかった。

さらに、B 社は、「社内管理用のデータによると、申立人は、昭和 53 年 11 月 15 日入社、54 年 3 月 15 日退職となっている。」と回答している上、申立人の B 社における雇用保険の記録も、オンライン記録の厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

- 3 申立期間③については、オンライン記録によると、C 社における申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格は、昭和 54 年 10 月 16 日から 56 年 4 月 1 日までの期間については確認できるものの、それ以外の期間については確認できない。

また、申立期間③に C 社において厚生年金保険の加入記録がある従業員 9 人に照会したところ、5 人から回答があったが、申立人のことを覚えている者はおらず、申立人の当該期間における勤務実態等を確認できる供述は得られなかった上、そのうちの 1 人は、「当時の同僚全員の顔と名前を覚えているが、申立人のことは知らない。」と供述している。

さらに、C 社は、申立人が被保険者となった日が昭和 54 年 10 月 16 日である雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び資格喪失年月日が 56 年 4 月 1 日である厚生年金基金加入員資格喪失通知書の控えを提出しており、その記録は、オンライン記録の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

加えて、申立人の C 社における雇用保険の記録及び同社が加入していた F 厚生年金基金における申立人の加入記録も、オンライン記録の厚生年金保険被保険者記録と一致する。

- 4 申立期間④については、オンライン記録によると、D 社における申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格は、昭和 61 年 2 月 21 日から同年 6 月 22 日までの期間については確認できるものの、それ以外の期間については確認できない。

また、申立期間④に D 社において厚生年金保険の加入記録がある従業員 10 人に照会したところ、5 人から回答があったが、申立人のことを覚えている者はおらず、申立人の当該期間における勤務実態等を確認できる供述は得られなかった。

さらに、D 社は、「申立人は、昭和 61 年 2 月 21 日から同年 6 月 21 日まで

の期間について勤務しているが、同年6月22日以降の期間については勤務していない。」と回答している上、厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和61年2月21日である「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和61年6月22日である「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の控えを提出しており、その記録はオンライン記録の厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

加えて、D社が加入していたG厚生年金基金における申立人の加入記録についても、オンライン記録の厚生年金保険被保険者記録と一致する。

- 5 申立期間⑤については、オンライン記録によると、E社における申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格は、平成2年1月16日から3年1月16日までの期間については確認できるものの、それ以外の期間については確認できない。

また、申立期間⑤にE社において厚生年金保険の加入記録があり、申立人の勤務店である同社H店の複数の従業員は、「当時、年配者は数人いたが、申立人はいなかった。」と供述している。

さらに、E社は、「社内データによると、申立人は、平成2年1月16日から1年間ほどE社H店に勤務していたようだ。当時も現在も、給与の締切日は正社員と嘱託社員は15日であり、退職日は締切日に合わせる事が一般的である。」と回答しており、そのことは申立人のオンライン記録と符合する。

加えて、申立人のE社における雇用保険の記録及び同社が加入していたI厚生年金基金における申立人の加入記録も、オンライン記録の厚生年金保険被保険者記録と一致する。

- 6 このほか、申立人が申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月31日から21年6月1日まで
終戦の年である昭和20年8月31日にAのB社C工場を退職し、実家に帰ってきた。その後、D社E工場に就職し、寮に入ってFの仕事をしていたが、その間の年金記録が無いため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がD社E工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等は確認できないと回答している。

また、上記供述を行った同僚からも、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できる供述は得られなかった上、申立人自身もD社E工場における勤務時期や保険料控除についての記憶は曖昧である。

さらに、D社E工場に係る厚生年金保険被保険者名簿及び台帳引抜票に申立人の氏名の記載は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。